

令和8年度

向日市会計年度任用職員採用試験実施要項 (令和8年4月1日採用分)

令和8年度向日市会計年度任用職員採用試験を次のとおり行います。
受験を希望される方は、この要項を熟読の上、所定の手続きをしてください。

■職種 留守家庭児童会指導員（週37時間勤務・週30時間勤務）

■試験日 令和8年1月29日（木）午後1時30分～
向日市役所 別館 第10会議室

■受付期間 令和7年12月15日（月）～令和8年1月16日（金）
(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)
午前8時30分～正午、午後1時～5時

■提出先 向日市役所生涯学習課
※提出書類は自署の上、生涯学習課に提出してください。

この採用試験についてのお問い合わせ

向日市 教育委員会 生涯学習課

〒617-8665 向日市寺戸町中野20番地 電話 075-874-2987
FAX 075-931-2555

1 職種・職務内容・採用予定数及び勤務場所

職種及び区分	職務内容	採用予定数	勤務場所
留守家庭児童会 指導員 (放課後児童支援員)	<p>市内小学校敷地内に開設している留守家庭児童会において、昼間保護者が労働等により家庭にいない小学校に就学している児童に、生活・遊びの支援を行います。</p> <p>2名1組でクラスの担任をします。</p> <p>※子どもの保育だけでなく、保護者対応、子どもの出欠の確認やおやつの発注などの事務も行います。</p>	若干名	留守家庭児童会 (各市立小学校)

2 受験資格

区分	受験資格
留守家庭児童会 指導員	<p>満18歳以上の健康な方</p> <p>採用後、要件を満たせば放課後児童支援員認定資格研修を受講し、指導員として勤務いただける方</p> <p>特定性犯罪前科がないこと</p>

- ※ 地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する方は受験できません。
- ※ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、業務に従事できません。

3 採用予定日

令和8年4月1日

※採用者と調整し、採用日を変更する場合があります。

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

5 再度の任用

選考等の能力実証を行った上で、令和9年4月1日以降も再度任用する場合があります。

6 給与

報酬月額：

	週37時間勤務	週30時間勤務
資格あり	おおむね256,000円	おおむね207,000円
資格なし	おおむね239,000円	おおむね193,000円

※資格ありは、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了している場合

その他、時間外勤務手当、通勤手当、期末手当（2.525月）及び勤勉手当（2.125月）を支給します。

7 勤務時間

	勤務時間
月曜日～金曜日	午後1時～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後6時のうち6時間
春・夏・冬の長期休業期間又は学校休業日	午前8時～午後7時のうち6時間

◎週37時間勤務：1日6時間、週あたり37時間（月曜日～土曜日勤務）
月3回程度午前に会議・研修等があります。

◎週30時間勤務：1日6時間、週あたり30時間勤務（週休2日）
または、1日5時間、週あたり30時間（月曜日～土曜日勤務）
月3回程度午前に会議・研修等があります。

※長期休業期間等においては、上記の勤務日数・勤務時間の変更があります。

休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
12月29日～翌年の1月3日

8 休暇

本市規定に基づく、年次有給休暇等

9 福利厚生

厚生年金、健康保険、雇用保険、労働災害補償

10 試験日時及び場所

- (1) 令和8年1月29日（木）午後1時30分～
向日市役所別館 第10会議室
- ① 筆記：1時間程度
② 面接：10分程度
※筆記試験のテーマは当日発表します。
※面接方法及び順番等は当日発表します。
※当日、体調不良により受験が難しい場合は、生涯学習課までご連絡ください。

11 合格発表

試験実施後に、文書にて合否を通知します。

12 受験申込

- (1) 受付期間 令和7年12月15日（月）～令和8年1月16日（金）
(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)
午前8時30分～正午、午後1時～5時
- (2) 提出先 向日市役所生涯学習課
- (3) 提出書類
- ① 試験申込書（写真貼付）
※希望する勤務時間（週37時間勤務・週30時間勤務）を明記してください。
- (4) 注意事項
- ① 提出書類は自書の上、生涯学習課に提出してください。
② 郵送で提出する場合は、令和8年1月16日（金）午後5時必着とします。
③ 合否通知は郵送します。
④ 提出書類はお返ししません。

13 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により口頭で開示を請求することができます。なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票又は官公庁が発行する写真貼付の証明書）を持参のうえ、直接来庁してください。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所、時間
不合格者	総合得点 合格総合得点	合格通知発送の日から2週間（土日祝は除く）	教育委員会生涯学習課 午前8時30分～正午、午後1時～5時（開示初日は午後1時から）